

第 40 期

# 事業報告書

(平成23年4月1日から)  
(平成24年3月31日まで)

株式会社 ケーユーホールディングス

# 事業報告

(平成23年4月1日から)  
(平成24年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響により落ち込んだ企業活動や個人消費には緩やかながら持ち直しの動きが見られたものの、長期化する円高、欧州における金融不安、さらには原油価格の高騰などを背景に、先行き不透明な状況で推移いたしました。

自動車販売業界におきましては、東日本大震災の影響から秋口には生産、販売ともに回復し、昨年末に復活したエコカー補助金の効果もあって足許では新車の販売は無難に推移しております。年度を通しての軽自動車を含めた新車の総登録台数は、475万台（前年度比3.3%増加）となりました。一方、外国メーカー車の新車販売台数は、223千台（同22.1%増加）となりました。

国産中古車マーケットにつきましては、軽自動車を含めた中古車登録台数は659万台（同1.1%増加）と6年ぶりに前年度実績を上回る結果となりました。

このような状況下、当社グループの経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高は、前年度に比べ6,254百万円増加の49,459百万円（前年度比14.5%増加）となりました。カテゴリー別では、国産車は、前年度に比べ2,236百万円増加の19,047百万円（同13.3%増加）となりました。また、輸入車は、前年度に比べ3,267百万円増加の21,946百万円（同17.5%増加）となりました。

修理売上高は、前年度に比べ189百万円増加の5,015百万円（同3.9%増加）となりました。また、手数料収入は、前年度に比べ585百万円増加の3,060百万円（同23.7%増加）となりました。

売上原価は、前年度に比べ5,115百万円増加の39,881百万円（同14.7%増加）となりました。

販売費及び一般管理費は、前年度に比べ99百万円増加の6,656百万円（同1.5%増加）となりました。経費率は、13.5%と前年度に比べ1.7ポイント改善しました。

営業利益は、前年度に比べ1,040百万円増加の2,921百万円（同55.3%増加）となりました。

営業外損益は、純収益が前年度に比べ6百万円増加の93百万円となり、経常利益は、前年度に比べ1,047百万円増加の3,014百万円（同53.2%増加）となりました。

特別損益は、純収益が12百万円となり、税金等調整前当期純利益は、前年度に比べ1,637百万円増加の3,026百万円（同117.9%増加）となりました。

この結果、当期純利益は、前年度に比べ1,598百万円増加の2,150百万円（同290.0%増加）となりました。

## (2) 販売の状況

(単位：百万円)

期 別 商品別		第39期 (平成23年3月期)			第40期 (平成24年3月期)			売上高 増減率
		台数	売上高	構成比	台数	売上高	構成比	
四輪車	新 車	3,808台	13,507	31.2%	4,241台	15,367	31.1%	13.8%
	中古車	20,077台	21,983	50.9%	22,168台	25,627	51.8%	16.6%
	小 計	23,885台	35,491	82.1%	26,409台	40,994	82.9%	15.5%
二輪車	新 車	105台	216	0.5%	115台	220	0.5%	1.9%
	中古車	167台	195	0.5%	152台	168	0.3%	△14.0%
	小 計	272台	412	1.0%	267台	388	0.8%	△5.6%
修理売上高		—	4,826	11.2%	—	5,015	10.1%	3.9%
手数料収入		—	2,474	5.7%	—	3,060	6.2%	23.7%
合 計		—	43,204	100.0%	—	49,459	100.0%	14.5%

### (3) 対処すべき課題

東日本大震災やタイ洪水の影響による国産新車の供給不足が解消した事に加え、復興需要とエコカー補助金の効果から、足許の新車販売は無難に推移しております。しかし、少子高齢化の進展や車に対する嗜好の変化等の構造的な問題のほか、景気低迷の長期化による個人消費の落ち込みにより、国内の自動車販売マーケットは縮小を続け、更にエコカー補助金終了後の販売減が懸念される等、大きな回復が期待できる状況にはありません。

このような状況下、当社グループでは、組織のスリム化と業務の効率化により生産性の向上を図るとともに、コストコントロールを強め、総需要が減少する経営環境においても、十分な利益を確保できる企業体質の構築に努めてまいりました。

今後も引き続き収益力の強化を図りつつ、積極的な店舗の拡充や純粋持株会社の特徴と財務面での強みを活かしたM&Aの推進等を通じ、グループの成長を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は316百万円であり、主なものは次のとおりであります。

株式会社シュテルン世田谷  
メルセデス・ベンツ世田谷南 274百万円

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

年度 区分	第 37 期 (平成21年3月期)	第 38 期 (平成22年3月期)	第 39 期 (平成23年3月期)	第40期(当期) (平成24年3月期)
四輪車売上台数	22,576台	20,731台	23,885台	26,409台
二輪車売上台数	507台	349台	272台	267台
売上高	41,758	37,108	43,204	49,459
売上総利益	8,020	7,411	8,438	9,577
営業利益	1,363	1,339	1,880	2,921
経常利益	1,500	1,452	1,967	3,014
当期純利益	481	3,687	551	2,150
1株当たり当期純利益	26円86銭	215円50銭	34円06銭	136円26銭
総資産	28,455	29,159	29,469	32,094
純資産	20,896	24,388	24,426	26,219
1株当たり純資産	1,214円76銭	1,441円75銭	1,540円12銭	1,695円34銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ケーユー	50百万円	100.0%	国産新車中古車、輸入新車中古車の販売・修理業
株式会社シュテルン世田谷	355百万円	100.0%	メルセデス・ベンツ車の販売・修理業
株式会社モトーレン東名横浜	50百万円	100.0%	BMW車及びMINI車の販売・修理業
株式会社ファイブスター東名横浜	10百万円	100.0%	クライスラー・ジープ・ダッジ車、GM車、フォルクスワーゲン車、ハーレーダビッドソン車の販売・修理業

(注) 上記重要な子会社4社は、連結子会社であります。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県及び栃木県を主要営業地域として、四輪自動車及び二輪自動車の販売、修理を主たる事業とし、それらに付帯する事業を展開しております。

## (8) 主要な事業所

### ① 株式会社ケーユー

名	称	所在地
本	店	東京都町田市
八	王子店	東京都八王子市
東	大和店	東京都東大和市
相	模原西店	相模原市南区
横	須賀店	神奈川県横須賀市
秦	野店	神奈川県秦野市
戸	塚店	横浜市戸塚区
千	葉店	千葉市中央区
千	葉ニュータウン店	千葉県印西市
久	喜白岡店	埼玉県白岡町
三	郷インター店	埼玉県三郷市
菖	蒲店	埼玉県久喜市
佐	野店	栃木県佐野市
宇	都宮インターパーク店	栃木県宇都宮市
買	取専門鶴野森店	相模原市南区
買	取専門平塚店	神奈川県平塚市

### ② 株式会社シュテルン世田谷

名	称	所在地
メルセデス・ベッツ	東名横浜	東京都町田市
メルセデス・ベッツ	多摩	東京都多摩市
メルセデス・ベッツ	世田谷南	東京都世田谷区
メルセデス・ベッツ	世田谷南	東京都世田谷区
サーティファイドカー・センター		東京都世田谷区
メルセデス・ベッツ	あざみ野	横浜市青葉区

### ③ 株式会社モトーレン東名横浜

名	称	所在地
Tomei-Yokohama BMW	東名横浜本店	東京都町田市
Tomei-Yokohama BMW	横浜三ツ沢支店	横浜市神奈川区
Tomei-Yokohama BMW	横浜磯子支店	横浜市磯子区
Tomei-Yokohama BMW	横須賀支店	神奈川県横須賀市
BMW Premium Selection	町田鶴川	東京都町田市
BMW Premium Selection	横浜六角橋	横浜市神奈川区
BMW Premium Selection	横浜山下公園	横浜市中区

④ 株式会社ファイブスター東名横浜

名 称	所 在 地
クライスラー・ジープ・ダッジ東名横浜	東京都町田市
クライスラー・ジープ・ダッジ相模原	相模原市中央区
G M シボレー 東 名 横 浜	東京都町田市
フォルクスワーゲン相模原橋本	相模原市緑区
ハーレーダビッドソン相模原	相模原市中央区

(9) 従業員の状況

部 門 名	従 業 員 数
国 産 車 販 売 事 業	228名
輸 入 車 デ ィ ー ラ ー 事 業	275名
管 理 部 門	41名
合 計	544名

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

第8回新株予約権（平成23年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 760個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 76,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間  
平成23年8月1日から平成53年7月31日まで

#### ・新株予約権の行使条件

- ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内の一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は新株予約権を行使できるものとする。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### ・新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### ・交付の状況

当社取締役	7名	650個
当社執行役員	4名	110個

#### (2) 当事業年度末日における会社役員の新株予約権等の保有状況

第3回新株予約権（平成18年8月7日発行）

- ・新株予約権の数 990個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 99,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額  
金銭の払込みを要しない（無償）
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり107,500円
- ・新株予約権の行使期間  
平成20年8月1日から平成25年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
  - ① 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にあることを要する。
  - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人が行使できるものとする。
  - ③ 行使請求日の前日終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）が行使価額に1.05を乗じた金額に満たない場合は、行使できない。
  - ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権を譲渡するときは、当社の承認を要するものとする。

#### 第4回新株予約権（平成19年10月1日発行）

- ・新株予約権の数 310個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 31,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間  
平成19年10月2日から平成49年10月1日まで
- ・新株予約権の行使条件
  - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日、もしくは、当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内の一括して行使する方法によってのみ行使できるものとする。

- ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで行使できるものとする。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 第5回新株予約権（平成20年9月1日発行）

- ・新株予約権の数 370個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 37,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間  
平成20年9月2日から平成50年9月1日まで
- ・新株予約権の行使条件
  - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内の一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は新株予約権を行使できるものとする。
  - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ・新株予約権の譲渡に関する事項  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 第6回新株予約権（平成21年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 370個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 37,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間  
平成21年8月1日から平成51年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
  - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内の一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は新株予約権を行使できるものとする。
  - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 第7回新株予約権（平成22年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 760個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 76,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円

- ・新株予約権の行使期間  
平成22年8月1日から平成52年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
  - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内の一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
  - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は新株予約権を行使できるものとする。
  - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## 当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保有者数
取 締 役	第3回新株予約権	990 個	7 名
	第4回新株予約権	310 個	7 名
	第5回新株予約権	370 個	7 名
	第6回新株予約権	370 個	7 名
	第7回新株予約権	650 個	7 名
	第8回新株予約権	650 個	7 名

### 4. 会計監査人の状況

当社ホームページ (<http://www.ku-hd.com>) に掲載しています。

### 5. 会社の体制および方針

当社ホームページ (<http://www.ku-hd.com>) に掲載しています。

## 6. 会社の役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 兼 社 長	井 上 恵 博	株 式 会 社 ケー ュー 代 表 取 締 役 会 長 株 式 会 社 シ ュ テ ル ン 世 田 谷 代 表 取 締 役 会 長 株 式 会 社 モ トー レ ン 東 名 横 浜 代 表 取 締 役 会 長 株 式 会 社 フ ァ イ ブ ス ター 東 名 横 浜 代 表 取 締 役 会 長
代 表 取 締 役 副 社 長	板 東 徹 行	株 式 会 社 シ ュ テ ル ン 世 田 谷 代 表 取 締 役 社 長 株 式 会 社 モ トー レ ン 東 名 横 浜 代 表 取 締 役 社 長 株 式 会 社 フ ァ イ ブ ス ター 東 名 横 浜 代 表 取 締 役 社 長
代 表 取 締 役 副 社 長	井 上 久 尚	株 式 会 社 ケー ュー 代 表 取 締 役 社 長
専 務 取 締 役	今 関 諭 志	—
常 務 取 締 役	橋 本 雅 之	—
取 締 役	堀 内 伸 泰	総 合 企 画 部 長
取 締 役	稲 垣 正 義	店 舗 開 発 部 長
常 勤 監 査 役	大 石 雄 三	—
監 査 役	細 野 泰 司	細 野 コ ン ク リ ー ト 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 株 式 会 社 細 野 商 事 代 表 取 締 役 細 野 運 輸 株 式 会 社 代 表 取 締 役
監 査 役	細 野 保	株 式 会 社 細 野 商 会 代 表 取 締 役
監 査 役	山 之 口 久 人	朝 日 リ ビ ン グ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 会 長

- (注) 1. 監査役細野泰司氏、細野保氏及び山之口久人氏は、社外監査役であります。なお、当社は、3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役細野泰司氏、細野保氏及び山之口久人氏がそれぞれ兼職している他の法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	7名	124百万円
監 査 役	4名	4百万円
合 計	11名	128百万円

- (注) 1. 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度の費用計上額 15百万円を含んでおります。
2. 上記のうち社外監査役に対する報酬等の総額は3名870千円であります。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況等  
重要な兼職の状況等につきましては、16頁に記載のとおりであります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	細 野 泰 司	当事業年度開催の取締役会には、18回中15回に出席し、また、同じく監査役会には12回中12回に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有益な指摘を適宜行っております。
監 査 役	細 野 保	当事業年度開催の取締役会には、18回中16回に出席し、また、同じく監査役会には12回中11回に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有益な指摘を適宜行っております。
監 査 役	山 之 口 久 人	社外監査役選任後に開催された取締役会13回中10回に出席し、また、同じく監査役会には10回中8回に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有益な指摘を適宜行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役細野泰司氏、細野保氏及び山之口久人氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>〔流動資産〕</b>	<b>[ 13,633]</b>	<b>〔流動負債〕</b>	<b>[ 4,010]</b>
現金及び預金	6,101	買掛金	1,558
売掛金	1,209	1年内返済予定の長期借入金	6
有価証券	161	未払金及び未払費用	532
商品及び製品	4,948	未払法人税等	683
仕掛品	36	賞与引当金	230
原材料及び貯蔵品	145	その他	999
前払費用	119		
繰延税金資産	227	<b>〔固定負債〕</b>	<b>[ 1,864]</b>
その他	687	繰延税金負債	1,264
貸倒引当金	△4	長期借入金	100
		資産除去債務	68
		その他	431
<b>〔固定資産〕</b>	<b>[ 18,460]</b>		
<b>(有形固定資産)</b>	<b>( 17,217)</b>	<b>負債合計</b>	<b>5,875</b>
建物及び構築物	6,494	<b>純資産の部</b>	
機械装置及び運搬具	785	<b>〔株主資本〕</b>	<b>[ 26,041]</b>
工具・器具・備品	72	資本金	6,321
土地	9,860	資本剰余金	6,439
建設仮勘定	4	利益剰余金	18,759
<b>(無形固定資産)</b>	<b>( 38)</b>	自己株式	△5,479
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>( 1,204)</b>	<b>〔その他の包括利益累計額〕</b>	<b>[ 78]</b>
投資有価証券	528	その他有価証券評価差額金	78
繰延税金資産	24	<b>〔新株予約権〕</b>	<b>[ 98]</b>
その他	674	<b>純資産合計</b>	<b>26,219</b>
貸倒引当金	△22		
<b>資産合計</b>	<b>32,094</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>32,094</b>

## 連結損益計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		49,459
売 上 原 価		39,881
売 上 総 利 益		9,577
販売費及び一般管理費		6,656
営 業 利 益		2,921
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 地 代 家 賃	49	
そ の 他	70	135
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
賃 貸 資 産 減 価 償 却 費	7	
賃 貸 資 産 賃 借 料	28	
そ の 他	2	41
経 常 利 益		3,014
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	36	36
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	23	23
税金等調整前当期純利益		3,026
法人税、住民税及び事業税		1,056
法人税等調整額		△179
少数株主損益調整前当期純利益		2,150
当 期 純 利 益		2,150

## 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成23年4月1日 残高	6,321	6,439	16,815	△5,279	24,296
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△205	—	△205
当期純利益	—	—	2,150	—	2,150
自己株式の取得	—	—	—	△199	△199
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,944	△199	1,745
平成24年3月31日 残高	6,321	6,439	18,759	△5,479	26,041

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
平成23年4月1日 残高	48	48	80	24,426
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△205
当期純利益	—	—	—	2,150
自己株式の取得	—	—	—	△199
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)	30	30	17	48
連結会計年度中の変動額合計	30	30	17	1,793
平成24年3月31日 残高	78	78	98	26,219

「連結注記表」は当社ホームページ (<http://www.ku-hd.com>) に掲載しています。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月17日

株式会社 ケーユーホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 口 直 志 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 野 福 道 ㊞

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社 ケーユーホールディングスの平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、

内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーユーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第40期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月24日

株式会社 ケーユーホールディングス監査役会

常勤監査役 大石雄三 ⑩

監査役 細野泰司 ⑩

監査役 細野保 ⑩

監査役 山之口久人 ⑩

## 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>[流動資産]</b>	<b>[ 4,838]</b>	<b>[流動負債]</b>	<b>[ 532]</b>
現金及び預金	2,128	1年内返済予定の長期借入金	6
有価証券	161	未払費用	365
未収収益	391	未払法人税等	51
繰延税金資産	22	賞与引当金	26
関係会社短期貸付金	1,990	未払金	18
未収法人税等	114	その他	64
その他	30	<b>[固定負債]</b>	<b>[ 1,681]</b>
<b>[固定資産]</b>	<b>[ 18,078]</b>	長期借入金	100
<b>(有形固定資産)</b>	<b>( 12,814)</b>	長期未払金	352
建物	3,994	繰延税金負債	1,194
構築物	261	その他	34
機械装置	0	<b>負債合計</b>	<b>2,214</b>
工具・器具・備品	11	<b>純資産の部</b>	
土地	8,547	<b>[株主資本]</b>	<b>[ 20,531]</b>
<b>(無形固定資産)</b>	<b>( 16)</b>	<b>(資本金)</b>	<b>( 6,321)</b>
電話加入権	15	<b>(資本剰余金)</b>	<b>( 6,439)</b>
ソフトウェア	1	資本準備金	6,439
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>( 5,247)</b>	<b>(利益剰余金)</b>	<b>( 13,249)</b>
投資有価証券	489	利益準備金	193
関係会社株式	4,591	その他利益剰余金	13,056
出資金	0	配当平均積立金	2
長期前払費用	14	固定資産圧縮積立金	2,229
敷金・保証金	139	別途積立金	38
保険積立金	12	繰越利益剰余金	10,785
その他	4	<b>(自己株式)</b>	<b>( Δ5,479)</b>
貸倒引当金	Δ4	<b>[評価・換算差額等]</b>	<b>[ 72]</b>
		その他有価証券評価差額金	72
		<b>[新株予約権]</b>	<b>[ 98]</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>20,702</b>
<b>資産合計</b>	<b>22,917</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,917</b>

## 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		2,433
営業費用		1,044
営業利益		1,389
営業外収益		
受取利息及び配当金	40	
受取地代家賃	34	
雑収入	6	81
営業外費用		
支払利息	3	
賃貸資産減価償却費	7	
賃貸資産賃借料	17	27
経常利益		1,443
特別利益		
投資有価証券売却益	36	36
特別損失		
投資有価証券評価損	23	23
税引前当期純利益		1,455
法人税、住民税及び事業税		91
法人税等調整額		△222
当期純利益		1,585

## 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金 合 計	
平成23年4月1日 残高	6,321	6,439	6,439	193
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
税率変更に伴う圧縮積立金の増加	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成24年3月31日 残高	6,321	6,439	6,439	193

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
	その他利益剰余金				利益剰余 金 合 計		
	配当平均 積立金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金			
平成23年4月1日 残高	2	2,137	38	9,497	11,869	△5,279	19,350
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△205	△205	—	△205
当期純利益	—	—	—	1,585	1,585	—	1,585
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△199	△199
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△75	—	75	—	—	—
税率変更に伴う圧縮積立金の増加	—	168	—	△168	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	92	—	1,288	1,380	△199	1,180
平成24年3月31日 残高	2	2,229	38	10,785	13,249	△5,479	20,531

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成23年4月1日 残高	41	41	80	19,473
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△205
当期純利益	—	—	—	1,585
自己株式の取得	—	—	—	△199
固定資産圧縮 積立金の取崩	—	—	—	—
税率変更に伴 う圧縮積立金 の増加	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額 (純額)	30	30	17	48
事業年度中の変動額合計	30	30	17	1,229
平成24年3月31日 残高	72	72	98	20,702

「個別注記表」は当社ホームページ (<http://www.ku-hd.com>) に掲載しています。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月17日

株式会社 ケーユーホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 口 直 志 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 野 福 道 ⑩

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社ケーユーホールディングスの平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及び

その附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月24日

株式会社 ケーユーホールディングス 監査役会

常勤監査役	大石雄三	⑩
監査役	細野泰司	⑩
監査役	細野保	⑩
監査役	山之口久人	⑩

以上

## 株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	3月31日 その他必要あるときはあらかじめ公告して定める一定の日
配当金受領 株主確定日	3月31日（中間配当を行うときは9月30日）
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711（フリーダイヤル）
公告方法	電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。